

資産運用報告の適正性に関する確認書

平成 29 年 12 月 14 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所	在地	東京都千代田区麹町四丁目 1 番地
不動産投資信託証券発行者名	グローバル・ワン不動産投資法人	
(コード : 8958)		

代表者の役職・氏名 執行役員
(署名) 内田昭雄

本投資法人の執行役員である内田昭雄は、本投資法人の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの第 28 期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。不実の記載がないと認識するに至った理由等は以下のとおりです。

記

1. 本投資法人の体制

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人の体制は以下のとおりです。

(1) 本投資法人の機構

- ① 本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員及び監督役員、並びに執行役員及び監督役員から構成される役員会により構成されています。なお、本書の日付現在、執行役員 2 名、監督役員 3 名が就任しております。
- ② 投信法に基づく本投資法人の会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しています。

(2) 主要な外部委託先

本投資法人は、投信法に従い、第三者への外部委託を行っており、主要な当該委託先は以下のとおりです。

- ① 資産運用会社（グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社）

本投資法人の資産の運用に係る業務のほか資産運用報告作成に関する助言等を行います。

- ② 一般事務受託者（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）

本投資法人の投資証券の投資主名簿に関する事務、投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務、本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務、計算に関する事務等を行います。

- ③ 資産保管会社（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）

本投資法人が取得する特定資産及びそれ以外の資産の保管に係る事務、本投資法人が収受し保有する金銭の保管に係る事務、法令に基づく資産保管に係る帳簿の作成事務等を行います。

2. 資産運用報告提出までのプロセス

- 資産運用報告提出までのプロセスは以下のとおりです。
- (1) 一般事務受託者たる三菱 UFJ 信託銀行株式会社による会計帳簿及び投資主名簿等の作成。
 - (2) 会計監査人たる新日本有限責任監査法人による投信法第 130 条に基づく会計監査を受け、同監査法人より投信法第 115 条の 2 に規定される会計監査報告を受領。
 - (3) 資産運用会社たるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社より投信法第 129 条第 2 項に定める計算書類等案の提示を受けた上で、本投資法人役員会による投信法第 129 条第 2 項に定める計算書類等の承認。

3. 当該資産運用報告につき不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 一般事務受託者たる三菱 UFJ 信託銀行株式会社作成の会計帳簿関係資料に基づき、本投資法人の財務内容について本投資法人の役員会において定期的に報告されていること。
- (2) 新日本有限責任監査法人より投信法 115 条の 2 に規定される会計監査報告を受領していること。
- (3) 資産運用報告作成にあたっての投信法等に対する適法性について、弁護士のチェックを経ていること。
- (4) 資産運用会社たるグローバル・アライアンス・リアルティ株式会社におけるコンプライアンス、リスク管理の取組みについて、同社より本投資法人の役員会において逐次報告を受けていること。
- (5) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議または報告されていること。

以上